



申7号災害発生時における社員の安全確保に関する申し入れ交渉報告

社員の命を優先することと、明確な作業指示を行うことを確認

3月31日申7号団体交渉を行い災害復旧や初列車安全確認実施時は何よりも2次災害防止と、注意報・避難勧告時での業務体制について議論を行いました。また災害時における勤務の取扱いについても職場の実態について認識一致させ明確な業務指示を行うように求めました。

【共通】

1. 帰省中の単身赴任者を含め列車の全面運休による通勤について考え方を明らかにすること。
2. 通勤手段、通勤列車の指示を行った場合の勤務の取り扱いを明らかにすること。

(会) 会社が認めた場合他経路他手段の通勤、タクシー出勤（会社負担）を認める場合がある。
認めた場合とは指示した場合である。

(組) 通勤災害、障害休暇との関係はどうか。

(会) 出勤日に帰省先から出勤する場合①事前に会社に届け出ること②会社が承認③出勤に間に合う公共交通機関を利用④最短経路⑤不可避な事故、5点全てに該当した場合障害休暇を認める通達を出している。台風19号の時は時刻が明示された交通機関利用者に障害休暇を認める旨のメールを人事課から現場に送った。

(組) 出勤する意思があるにも関わらず年休を選択させられた事例がある。

(会) 年休は本人の意思に基づき付与される。説明不足があれば課題とする。

【山形県沖地震関係】

1. トンネル内の設備点検を行う順序を明らかにすること。

(会) 重要なのは2次災害防止。現地判断が最優先。土木・保線・電力で協議して一緒にトンネル点検することが基本。電力が先に入ったのなら良くない。確認する。

5. 津波注意報など発令エリアでの運転再開の判断基準を明らかにすること。

(会) 警報発令中は運転再開しない。注意報での見合わせ解除はあり得る。注意報であっても自治体の避難勧告時は警報と同等の扱いとする。

(組) 注意報が発令されているエリアに向かって列車を進入させることはあるか。

(会) 確認して回答する。《回答保留》

【台風19号関係】

1. 避難勧告等が発令されているエリアにおいて運転再開させる判断基準を明らかにすること。

(組) 社員は自分で避難情報、ライブカメラ映像を調べて不安を訴えた。「逃げなさい」と言われているエリアに安全確認列車を運転するのは何を根拠に判断したのか。

(会) 各パートの専門家の意見書を基に対策本部長が判断した。判断材料を現場に提供することは今後の課題とする。

2. 「労働時間A待機」という指示について明らかにすること。

(会) 申し入れを受けて初めて聞いた。分かりにくい指示であり望ましくない。酒田運輸区のみで行われた指示であるようなので酒田運輸区に確認する。